『新聞報』の読者欄から見る上海
（1946 年 7 月～ 1947 年 3 月）

吉　村　園　子

はじめに

日中戦争中は日本軍に占領され、汪精衛政権の支配下にあった上海に、戦争終結後の 1945 年 8 月 18 日、米軍が進駐し、9 月初めには、湯恩伯（1899 － 1954）が率いる国民政府軍第三方面軍が上海に入った。一方、中国共産党（以下、「共産党」と略す）は、日本の敗戦前夜、上海での武装蜂起を決定して、新四軍による上海の「解放」を準備し、8 月 9 日、上海市委員会を設立した。しかし、国内外の状況の変化から、8 月 21 日に、党中央は上海での武装蜂起の停止命令を出した [1)]。

その後、銭大鈞（1893 － 1982）が国民政府によって上海市長に任命され、国民政府による統治が始まる。9 月 9 日、10 万人もの上海の住民は、銭市長を歓迎して迎え入れた [2)]。

しかし、重慶から来た国民政府の官僚たちは、接収を名目に日本軍や日本の企業が経営していた工場などの生産設備を次々と没収した。又、官僚による救援物資の横流しなどの報道も連日掲載された。その上、汪精衛政権が用いていた儲備幣を国民政府の法幣に交換する際の兌換率は、実態より低く扱われた [3)]。この兌換率は、上海の一般の住民に大きな被害をもたらした。上海の住民の立場に立たない、重慶から来た国民党中心の戦後処理は、日中戦争中に上海を離れられなかった一般の住民に、さまざまな困難を強いることになった。

中国国民党（以下、「国民党」と略す）が、1946 年 3 月の「国民党 6 期 2 中全大会」で、「憲法草案」（1946 年 1 月に国内各派の政治勢力が集まって重慶で開催された「政治協商会議」で決議）の修正を決めたこともあり、国民党と共産党の対立は次第に深まり、1946 年 6 月末には、内戦が全国化する。アメリカや第三勢力による国共の和平交渉が失敗する中、「憲法制定国民大会」を国民政府は 11 月 16 日に開催（1946 年 12 月 25 日閉幕）する。しかし、共産党や、多くの知識人を擁する最大の第三勢力である中国民主同盟は、この大会に参加せず、国共は完全に決裂することになった。

筆者は、日中戦争が終わって日本の軛から解放された上海の住民、とりわけ政治家など著名ではない一般の住民が、上海の社会をどのように捉えていたかを明らかにしたいと考える。

上海のこの時期について先行研究は、非常に多い。その中で、通史として、上海についての中国側の研究は、熊月之 [4)]、日本での研究は、高橋孝助・古厩忠夫 [5)] や岩間一弘・金野純・朱珉・高橋博文 [6)] が挙げられる。個別領域・分野での研究については、国民党政権からどのように中華人民共和国へ移行していったかなど、政治・経済などの分野からの研究が数多くある [7)]。上海の社会史の研究としては、岩間一弘の研究 [8)] が挙げられる。これらの研究は、この時期の上海の社会について、中間層にも視点を置き、個々の職業集団や家族・消費生活・娯楽などについて詳述してはいるが、内戦期の社会についての包括的な記述がなかったり、一般住民の立場で記述していても、国民政府に対する批判については、政治的な視点で重点的に描いていたりする。また、上海の人々の生活から上海を描いていても、内戦期の住民生活に直結する経済については全体的な記述であったり、政治

にどのように市民を動員していったかという視点の記述であったりする。

情報の乏しい時代にあっては、権力の中枢から遠い位置にいる一般の住民の場合、政策の変更の情報をいち早く手に入れ、それを理解して、青年層が将来の進路などを変えたり、社会的変動にすぐに対応して、必要であれば、その地域から他の地域へ移住したりことは、多くの場合、困難である。しかし、統治者に生活を拘束され、運命を左右されている場合でも、上海の一般の無名の人々は、日々の生活の中で、ひとりひとりがさまざまな考えを持っていたはずである。その考えや意見は、多くの場合、これまで取り上げられることはなかった。筆者は、一般の住民が内戦期の上海の状況を、どのように受け止めて生きようとしたかについての研究は、少ないのではないかと考える[9]。

ところで、上海とその周辺地域は、「清朝末から教育熱心な地域」[10] であり、辛亥革命後に憲法を制定しようとした時も、国内の各省が自治を行う聯省案を出すなど「自治意識が強く」[11]、綿工業の発展や欧米との貿易を通して、地域エリートが育っている地域である。当時、上海は「華界」と、外国が行政権を有する「租界」に分かれていたが、上海の知識層は、「租界」を通して、欧米の文化や生活にも触れている。「租界」では、近代的な都市のインフラが整備され、アジア太平洋戦争が始まるまでは、ある程度の言論の自由が保障されていた。

また、上海は、新聞や雑誌、通信社の登記が中国で一番多い都市である（1946 年 8 月から 1947 年 5 月の期間、上海 519 社／全国 2950 社）[12]。言論統制の問題があるにせよ、上海の住民は、さまざまな新聞や雑誌に触れる機会が多かったと考えられる。

新聞は、読者にとって、情報を獲得する手段であっただけではない。当時の新聞の読者欄は、それぞれの新聞の編集者のフィルターを通す形ではあるが、目まぐるしい政治の変化を通り抜けてきた読者が、意見を述べることができる場でもあった[13]。

本稿では、『新聞報』の読者欄である「読者来函」（1946 年 9 月 15 日までは「読者之声」の名称）に掲載された投稿について採り上げる。時期は、内戦が全国化した 1946 年 7 月から 1947 年 3 月までの期間とする。3 月までとするのは、3 月 14 日以降は、読者欄が掲載されなくなったからである。

『新聞報』は、1893 年に英国商人の A. W. ダンフォース（A. W. Danforth）・F. F. フェリーズ（F. F. Ferries）・中国人の実業家の張叔和が合弁で、上海で創刊した新聞[14] である。『申報』と並んで、上海のみならず、近代中国を代表する日刊紙である。『新聞報』の上海市内対象の発行部数は、1946 年 6 月の時点で、120,000 部であり、『申報』より多い[15]。

また、『新聞報』は、『申報』と同様に、株式の過半数を国民党幹部が所有する大新聞であるが、社説である「社評」を読む限り、編集者の姿勢は、上海市政府に対して無批判ではない[16]。それは、本稿で述べるように、掲載される投稿を見ても明らかである。なお、当時の国民政府の言論統制は、1946 年 1 月の「政治協商会議」を受けて、比較的緩やかな時期である。しかし、新聞や雑誌は登記しなければならず、発行後も一定の規制は存在した。そして、1947 年以降、言論統制は、上海でも次第に厳しくなっていく[17]。

読者欄[18] である「読者来函」への投稿は、ほぼ毎日、5 名分から 10 名分ほどずつ掲載され、『申報』より数量的に多い（『申報』は、1 名分のみの日もある）。さらに、紙面構成や投稿内容から見て、読者層は、自営業者や職員など中間層を中心に幅広いと思われる。上海市政府や電力・水道・ガスなどの会社などからの回答も度々掲載されている。ただ、投稿規定がなく、投稿者については、氏名・職業・年齢・住所は、掲載していない場合も多い。そのため、ここで扱う投稿は、国民身分証を持つ「上海市民」の場合もあれば、働くために上海にやってきて、国民身分証を持たないもの・

上海に住む難民・近郊の住民・旅行者などさまざまであるが、何らかの形で上海にかかわるものとする（なお、居住地域に関する具体的な回答を求める者の中には、氏名や住所などを明確にしている者もいる）。

新聞に関しては、従来の研究では、個別の問題の例としての取り上げ方が多かったが、最近中国で、投稿欄について注目されているようである。「近年最下層の人々の声に関心を払うようになった」、それは、「民意の名目で歴史に影響を及ぼす」のだが、「投稿数が莫大で整理と利用が不十分である」[19] という『「申報」通信集』の編集者の記載からも、新聞の読者欄そのものを研究対象にしたものは少ないと思われる。

本稿では、まず、第1章で「武定路大火事件」に関する投稿、及び事件の概要と当局の対応を明らかにする。第2章では、読者が上海市政府に期待していたこと、第3章では、上海市政府が読者の期待に応えられず、不満が拡大していく社会の状況について、それぞれ読者欄から考察する。第4章では、住民の不満の拡大に中で起った露店商の取り締まりを巡る問題について、考察を加え、最後に「武定路大火事件」を捉えなおしたいと考える。

なお、本稿で用いる史料は、『新聞報』（上海：新聞報社）及び『新聞報（マイクロ版）』（中国縮微出版）である。

第1章「武定路大火事件」（1947年1月22日）

この章では、1947年1月22日に武定路で起こった火災についての「読者来函」への投稿と、消防処長の「責任を負う」という回答をとり上げ、その回答の背景について考察する。

第1節　「読者来函」での消防処への批判と消防処長からの回答

1947年2月6日の「読者来函」に、読者王逸帆から以下のような投稿が掲載された[20]。

> *今回の武定路の火災は、損失は数百億（元）に達している。消防隊員が火を見ても消火活動をせず、火事場泥棒を働いたことから、消防行政全体の腐敗を、類推することができる。将来の多くの火災の損失を免れるために、早急に、学識があり経験豊富な専門の技術員を招いて、徹底的な改革を行うべきである。今回の重大な損失の原因は消防隊員が職務をなおざりにし、傍観して救いの手を伸ばさなかったことにある。労力を用いないで、消火することはできない。被災者は、法によって、（上海）市政府に賠償を要求する権利がある。このような火災は、欧米民主主義の法治国家で発生した場合、上は消防処長から、下は消防隊員まで均しく徹底的な調査を受け、刑事上の懲戒の可能性がある。…（中略）…今回、武定路の火災では、13時間にわたって燃えている間、消防処長が、全く火事の現場に行かなかったのは、役人風をふかしていたと推して知るべきである。処長が現場に行っていたなら、消防隊員は、決して座視することはなかったであろうし、民のものを盗むこともなかったであろう。その意味でも、消防処長は、今回の火災に重大な責任を負うべきであるということについて、疑う余地はない。今回の火災では、消防隊員がその職責を果たしていないことは、ゆるぎない事実である。未来の大きな災害を予防し、全上海450万人の生命・財産を保護するために、参政会・上海市参議会・江蘇監察*

使署・上海法院（裁判所）は、この職責を果していない担当者に対して、罪状を調べて処罰することを厳しく執り行い、被災世帯を少しでも慰めるべきである。

この投稿に対して、すぐに 2 月 8 日の「読者来函」に、上海市政府の消防処長の周兆祥からの「武定路の大火」について責任を負い、処分を待つという主旨の異例の「回答」が大きく掲載された[21]。

逸帆先生の投書を拝読した。今回の武定路大火について、消防処長は責任を負うべきであるとし、方法（策・考え）を詳しく示している。警察局の組織である消防処についていうと、（警察）局は本部の行政単位であり、火災から救い守るのは、消防総隊がその責任を負うのであり、それぞれ職権がある。今回の火災について消防処長は、責任を負うべきであり、私は決して責任逃れをしない。併せて、すでに 2 回の調査報告の中で、自ら処分を申し出ている（後略）。

消防処長の周兆祥は、長年消防業務に携わり、重慶でも 7 年間警察局消防総隊で勤務し、欧米諸国のような社会に重視される消防隊にしようと日々研鑽に励んできたようである。消防隊の現状を改善すべく奮闘してきたにもかかわらず、少数の隊員が規律を守らず、不始末をしでかしたことへの無念の思い[22]を述べつつ、責任をとると回答している。

「読者来函」には、読者からの質問や疑問に対して、関係する上海市政府の工務局・公用局・衛生局などからの回答が時折掲載されるが、それはあくまでも疑問への回答であり、当局者が「責任を負う」という主旨の「回答」を寄せるのは、実に異例であった。この背景を見てみよう。

第 2 節　事件の概要及び当局の対応

1 月 22 日、武定路 660 弄の沈秋の工場で、漏電の火花が燃え移り、火災が発生した。一旦消火したように見えたが、再び燃えだし、武定路沿いに広がり 13 時間にわたって火災が続いた。この事件についての『新聞報』の第 1 報は 1 月 26 日である[23]。民情は騒然としだし、警察局の宣鉄吾（1896 － 1964）局長が徹底調査を命じている。以降、連日、『新聞報』の「本市新聞」（上海市ニュース）欄に掲載される。

なぜ、局長が調査を命じたのか。それは、何名かの消防隊員が火災の現場で火事場泥棒の行為を行ったことが明らかになり、住民から追及の声が上がって来たからである。火災の直後から市民の目撃証言が多数「本市新聞」欄に掲載されたこともあり、この件についての読者欄への投稿はそれほど多くはない。読者欄には、消防隊員は腕章をつけていて、番号が書かれているので誰が火事場泥棒をしたかは識別できるという指摘[24]や、消防隊に十数年勤務していた人から、消防隊の規定を厳しく改めなければならないという提案[25]などが掲載されている。

上海市政府は、官民合同（市政府・市参議会・警察局・江寧区・被災者代表）の調査委員会を設置[26]し、消防隊が強奪及び火事場泥棒を働いたかどうかの調査を始めた。その詳細が連日報道される。その後、火事場泥棒を働いた消防隊員を拘束する[27]が、その後も引き続いて調査している。調査委員会は、アメリカ軍からも聞きとりを行っている。2 月 2 日、「消防車も多く、消火用の導水管も多かったが、水の出が弱かった」というアメリカ軍の消防隊長の目撃談が掲載されている[28]。

その後、現場検証や「密告箱」などから調査が進み、2 月 6 日には、警官 2 人にも嫌疑がかかっていることが報道された[29]。

2月7日に、調査会の第1号報告が紙上に発表され、全文が掲載される。消防隊員に泥棒行為があったことと消火活動に尽力していなかったことが明らかにされ、火事場泥棒を行った消防隊員17人が送検される[30]。2月8日、「大火案」が一段落したという報道があり、市長は上海市政府の責任を認めた[31]。しかし、その後も連日報道され、行政部の調査結果が発表される。そして、行政処分決定の報道がされ[32]、消防処長は、譴責処分となった。

3月14日、「武定路大火事件」について、地検処は、静安寺・新閘両区の消防分隊長黄賽琦・李壎の2人に火災を防止できたにもかかわらず防止しなかったという放火罪の疑いの条文を適用し、公訴した。その他の消防警士19人は「窃盗罪で起訴」と報道される。宜昌路消防隊消防警長尚志魁及び消防警士等4人は、火事がまだ収束していなかった翌朝に犯した窃盗罪で同時起訴される[33]。火元の沈秋には、「消極的過失」の責任で懲役6カ月または、過料1日千元の判決が下っている[34]。

第3節　火災が常態化していた上海

上海では、火災はほぼ毎日起こっていると考えられる。「本市新聞」欄から火災の記事を拾ってみても、「武定路大火事件」以降も、2月3日の30軒が被害に遭った「大林路大火」、3月9日の工場5軒と民家数十棟が被害に遭った「打浦橋大火」、3月12日の160軒が消失し、子どもが焼死した「閘北大火」の記事が掲載されている。同じ3月12日の「本市新聞」欄に、上海は「火事の都市」で、毎日火災が3件起こり、発生件数は全国各都市で第1位であることや、上海市の昨年1年の火災件数は、1,063回であると報じられている。毎年の北京・天津の火災件数は、150回を超えないという[35]。そのため、上海では冬になる前の11月に、防火の宣伝活動も行われ、消防車のパレードも行われていた[36]。また、火災を心配する声も、以前から度々投稿されていた。

では、日常的に発生している大火について、消防隊員による火事の現場での窃盗行為があったにせよ、読者欄での消防処に対する批判への消防処長からの「回答」が、なぜ責任を認めるものでならなかったのか。その理由を、当時の読者欄から明らかにしたい。

第2章　読者の上海市政府への期待

日中戦争が終結し、1年が過ぎようとしていた1946年5月、上海は、漢口市長・重慶市長・外交部政務次長・中央宣伝部部長を歴任してきた呉国楨[37]（1903 − 1984）を市長に迎えた。蔣介石による任命である。1946年11月には、呉市長から次年度の市政についての方針が出され[38]、特に、日常生活については、消防設備の強化・日用必需品の価格の安定・救済事業の実施・学齢児童の収容・公用事業の充実・交通の発展・南市閘北の恢復・住宅難の救済などが揚げられた。本章では、住民たちが、この上海市政府に何を期待したかについて述べる。

第1節　読者が上海市政府に求めたこと

戦後1年が過ぎようとする中で、市民が新しい生活を始めようとしたとき、戦後復興への期待を抱くのは、当然である。まず、環境整備への期待が挙げられる。戦乱に巻き込まれた閘北や南市からだけでなく、各地区から破壊された橋や道路の修復[39]・街灯の修復や設置[40]・水道や電気などインフラの整備[41]、衛生面では、道路のゴミの清掃[42]・戦争中に亡くなって郷里の墓に埋葬できない

ために預けられた柩が放置され、夏になって腐敗し、散乱しているので対処してほしいという要望[43]・道路にあふれだす屎尿の処理[44]、火災の多さへの心配[45]、食糧問題では砂糖の配給方法の改善[46]など日常的な生活上の問題について、上海市政府への数多くの意見、質問や要望が寄せられている。上海市政府の工部局・公用局・社会局・衛生局は、読者からの市民生活に直結する質問について、「読者之声」（1946 年 9 月 15 日まで）・「読者来函」（1946 年 9 月 16 日以降）の欄で、係員を派遣して調べ、修理したことなどを読者欄に懇切丁寧に回答したり[47]、配給方法について、検討して改善したとしている[48]。

さらに、経済活動の活性化に伴って、人とモノの移動が増加するにつれ、交通、特に電車やバスの路線延長（特に滬西方面）や増発など交通網の整備要求も度々出されている[49]。

第 2 節　新しいスタートを切るために

上海の住民には、汪精衛政権や日本軍、及び日本軍と結びついて利益を得、住民を苦しめた人々への断罪の思いは強い。彼らに法的な責任を取らせてほしいという要求がしばしば掲載される。「漢奸」[50]としての責任を問われない人々が存在することを、読者は見過ごせないのである。特に、一般住民の批判の対象は、汪精衛政権下で 1942 年から制度化された保甲長である。保甲長は、汪精衛政権の手足となって、上海の住民を苦しめた存在であるにもかかわらず、そのまま横滑りして、戦後の上海市政府の行政の末端で権力を行使している。周辺地域で汪精衛政権時代からの保長が、厳しく税を取り立て、「偽の徴兵」をしているなどの告発も掲載されている[51]。更に、「漢奸」として罪に問われていない「経済漢奸」への反発[52]が掲載されているのは、日本軍や汪精衛政権への協力者の扱いについて、国民政府が、公平でなかったために、住民に不満を残していることを表している。

そうした中で、周りの住民に、同じ住民として、共にこれからの上海を作り上げていこうという姿勢で視線を向け、関心を持とうしている投稿もある。

例えば、1946 年 7 月の蘇北での内戦によって、上海へ避難してきた難民の窮状を救いたいと考える病気の息子を亡くした父親[53]、黄浦江の埠頭で泳ぐ子どもを心配する声[54]、非識字者が文字を学ぶ機会を作れるように訴える声[55]、窃盗などの犯罪に手を染めてしまった人々も、再教育によって再生できるという訴え[56]などが掲載される。同じ上海に居住するものとしての「連帯感」に繋がるものであろう。

住民が上海市政府に求めたことは、都市としての基盤が整理され、新しい生活がスタートできることであり、汪精衛政権時代との決別であった。しかし、この期待は長くは続かなかった。

第 3 章　読者の不満とその拡大

この章では、読者が次第に上海市政府に不満を強めていく過程を、教育・徴税・借家人の状況・生活環境の悪化に関する投稿に焦点を当て、具体的に検討したい。

第 1 節　教育当局への失望

教育への期待は、未来を考えることにつながる。抗日のため志願し、学業を断念した青年は、学

業への復帰を目指した。学齢期の子どもがいる保護者は、子どもの将来の為に教育を受けさせようとする。1946年7月から9月にかけては、学生や志願していた国民政府軍から復員してきた青年たちの投稿が多く寄せられている。新学期を迎えるにあたって、各大学等が新入生の募集を行っているが、日本や汪精衛政権が設立した学校については、教職員が「漢奸」ではないかと疑われただけでなく、中学生や卒業生であっても、日本の教育の影響の有無について「審査」[57]を受けなければならなかった。学生についての「審査」は、反対運動の拡がりによって中止された[58]とはいえ、一時期、占領中の上海で中学校教育を受けざるをえなかった中学生を「審査」し、将来を制限しようとした。また、卒業資格の認定には、学校の責任者が教育局と交渉しなければならないが、学校の移転場所がわからなかったり、責任者が所在不明であったりして、処遇が宙に浮いたままの学生が多く存在し、その苦境を訴えている[59]。復学をめざしても教育費の高騰で勉学できないという学生からの訴え[60]なども多い。上海市立の小学校でも、さまざまな名目で多額の費用をとるので、俸給生活の保護者は負担に耐えられない[61]という訴えがたびたび掲載されている。教育費の抑制を上海市政府に求めるのは、将来の生活に期待をしているからである。しかし、教育局が教育費を規制しても、中学校の校長が寄付や何らかの名目を設けて、経費を集めようとしている場合もある[62]。特に、私立の学校は、経営が校長に任されているため、教育費は高額となり、住民の期待を裏切った。

第2節　生活の困窮化の中での徴税開始

国民政府が、1946年2月、外国為替市場を開放し、貿易自由化政策をとったことにより、安価なアメリカ商品が流入した。さらに、6月末からの内戦の全国化で、政府は軍事費の為に紙幣を乱発した。そのため、9月以降、物価は急上昇し[63]、住民は生活苦にあえぐようになる。そして、工場の倒産が相次ぎ、失業者が増大することになった。当時、上海市の人口は約334万人[64]（1946年3月現在）であり、上海市警察局は、上海の9月の失業者数は25万人、無職は135万人にのぼると発表している[65]。

読者欄には、生活の窮状を訴える投書が多く掲載されるようになる。米などの日常品や教育費は高騰し、11月には、公用事業（ガス･渡し船［海］［河］･小規模鉄道）の値上げが発表され[66]、その後、水道・電車・バス料金・家賃などの値上げが相次ぐ。1947年1月以降、更に、灯油・水道・私立学校の教育費・石炭・ガス・電気・家賃・米価・市立学校の学費・手打ち麺などが次々と値上げされる。3月になると、家賃の値上げ幅が大きいとの悲鳴があがり、関係当局は速やかに方法を講じて制止すべきであるという訴えが掲載される[67]。

物価高騰の中で、俸給についての訴えが多く掲載される。軍人は、日中戦争期は准尉の月給と陸軍上士の給料の差は大きくなかったが、1946年7月、物価高騰のための給料調整（引き上げ）があっても、上に厚く、下に薄い調整なので、格差が拡大しているという訴え[68]や、上等兵の11月分の給料が未支払いであるという訴えもある[69]。物価が高騰しているのに、基本給の低い下級公務員の待遇改善（基本給の引き上げ）が放置されたままだという訴え[70]は度々掲載されている。12月になると、「4か月の間、物価は高騰している中、天寒衣薄、どうして過ごせばいいのか」[71]という悲痛な訴えが掲載され、公立小学校の教員は、物価高に追いつかない給料について嘆き、当局に「慈悲の心」を求め[72]ている。特に、警察官の待遇の低さは、公務員の中で最低であるという訴え[73]もある。私立学校の教員の給与が規定通り支払われていない問題[74]なども掲載されている。

住民生活の困窮度が極限に達しようとしているのは、12月以降に、上海近辺に航空機墜落が相次

いだ後、「付近の住民は、遺体から衣服を剥ぎ取ったり、財物を奪ったりしているらしい、人として守るべき道を守っていないから、厳禁せよ」[75] という投書から推測される。中間層の貧困化が深刻化している。しかし、これらの投稿に、上海市政府は回答していない。インフレを抑制できない上海市政府には、答えることができなかったのである。

物価が急上昇し始めていた9月の上海市参議会で、家屋税（家主が負担）の引き上げ、市政税・清潔税の徴税開始、公用事業附徴収市政税、営業税の5項目を、市財務局長が提案した[76]。財源不足を税収で補おうと考えたからである。11月になって、地価税・秋季の家屋税・市政建設税・所利得税の徴収が始まる。家屋税は家賃の20%で、家主が負担すると上海市参議会で議決されたが、家主が以前の慣例で家賃に上乗せし、争議が発生している[77]。

家屋税の増税については、住民に直接影響する問題であるので、9月以降、多くの意見や疑問が読者欄に掲載される。「フランス租界の時の家屋税と比べて今回の家屋税は580倍あまりとなり高すぎる、家屋税の増税は上海市参議会を通過しているのか、家主や又貸し人は、同様の倍率で家賃を受け取れるのか」[78]、「夏季家屋税は、3分の2が保衛団の服装費と防疫経費であるが、なぜこんなに高いのか」[79] という質問、「自分で計算してみると秋季の家屋税の額と異なるので、計算方法と根拠の法令を明らかにして、民主主義の時代に合ったやり方に合わせてほしい」[80] など、12月になっても、家屋税への疑問は引きも切らず掲載されている。

これに対して、財政当局から、「保衛団服装費の本年の春夏両季の家屋税付加徴収・防疫経費の本年夏季に限定しての夏季付加徴収については、本年秋季から即時停止する。これらの付加税は、市政会議及び前の臨時参議会に申請し、相次いで決議され通過した。市政府は公布によって施行させた」と弁明の回答をし[81]、その後も家屋税の根拠や計算方法の説明を繰り返している[82]。家屋税の税額の上昇は家主が負担すると、参議会は議決しているにもかかわらず、実際は、家賃に家屋税を上乗せし、大幅な値上げをする家主が増えている[83]。根拠のはっきりしない市独自の付加税に対しては、自営業者の反発があり、その上、税額については直接税局の計算ミスも重なっている。

一方、周辺地域での田賦の徴収方法についての不満や批判も多数掲載され、各地域の政府による徴税の状況（例えば「軋車税」は1輌ごとに白米1斗5升を支払うが、何に使っているのかわからない〈熟沙洲からの投稿〉[84]）や、徴税員による不正行為についての投稿[85] が次々と掲載され、徴税を不信の目で見ている読者の姿がうかがえる。

第3節　追い出される借家人たち

日中戦争後の上海は、住宅不足に見舞われた。国民党統治区からの帰還者や志願していた復員兵などが戻り、国民政府軍が多数市内に入り、接収をめぐる利権を求めて国民党に繋がる人々や、戦争で家族を失った地方の人々が押し寄せてくる。国共内戦による難民の流入などもある。閘北では、戦火に見舞われて住宅が減少していた。上海市政府は、上海の最大の問題は住宅難だと捉え、住宅建設計画を立て、政府から100億元を借りて建設すると発表している[86]。さらに、建築費の半分を中央信託局は貸し付けるなど住宅対策を行なった[87]。

また、上海市政府は、軍人が民間住宅を強引に占拠していて立ち退かないので、住宅難の解決方法として、党・政府・警察・軍などと共に「家屋突撃調査団」を組織し、600余りの家屋から強制的に立ち退かせた[88]。ただ、これには、土地・家屋の登記を整理する側面もあったと考えられる。

地主・家主・借家人それぞれ利害が異なる中で、住居を巡って掲載される投書は、多くは借家人

からであった。又貸し人が階段を切断して、原告の借家人を引っ越しさせようとしたという訴え[89]、大家が急にすべての部屋を又貸しをしたので、借家人が裁判所へ訴えると、借家人への引っ越し命令の判決が出されたことについて、「本市の大多数の借家人は賃貸契約書がないので、もしも、大家の言う通りに判決が下っていたら、社会はます不安になる。司法当局は慎重に考慮してほしい」という訴え[90]、「(家主の) 夫の海外からの帰国で、借りている15人が一律に家屋を返還するよう求められ、拒否すると、家主が裁判所に訴えた。借家人に返還命令が下され、執行されようとしているので、居住することを法律で保障してほしい」という訴え[91]などが掲載されている。上海市政府も裁判所も、地主や家主の立場に立っているので、批判や反発が強い。家屋の賃貸について、上海市政府と借家人の認識の差は大きい。

さらに解決に困難を極めるのが、空き地に建てた家屋の問題である。住宅難のため、閘北の空き地に建てた家について、「現実と法規にしたがって解決してほしい」[92]という意見が掲載されているのは、この時点になって、地主が裁判所の判決の力を借りて、強制的に家屋を解体するケースが出てきたからである。中には、借金をして家を建て、商売を始めていたため、自殺未遂を起こした者もいたことが、「地主は、家屋を建てた者とまず話し合うべきで、すぐに訴訟を起こすべきではない」[93]という投稿や、「家を建て始めたとき、政府は建設を制限する法律をまだ制定していなかったにもかかわらず、家を建設後に、解体を命令するのは、住民の生計への影響が大きすぎる」という第14区区公所からの投稿[94]からもわかる。上海市政府は、地主の立場に立ってこの問題を解決しようとしたと言えよう。

これらの紛糾は、上海市政府が土地や家を所有者に登記させ、家屋税を徴収しようとしたことにある。性急過ぎるやり方が、住民に混乱と不信を招いている。そして、前述のように、家賃は、11月以降、家屋税を上乗せする形で高騰し続けるのである。

第4節　住民の生活環境の悪化と不安

改善されていかなければならない住民生活が、1946年後半になると、悪化する状況にある。上海市政府自身が財政難のため、職員数の削減さえ、上海市参議会に提案しなければならない状態に陥り、それも参議会で却下され、予算をたてられない状況に陥っている。財政難で、至る所に影響が出始めている。

財政不足のため、道路や橋などの修復や、街灯の設置ができなくなっていくのが投稿から見てとれる。1947年になると、「勝利後すでに16カ月、なぜ道路の修理が必要なのか。市民は建設税を支払っている。平坦な大通りを歩く権利が享受できていない」[95]という投書が掲載されるが、上海市工務局からは、全市の道路の修理について、「緩急を見極めて修理する」という回答[96]だけである。上海市政府は、財政不足から、建設税を徴収して財源を確保して修理しようとしたのだが、住民は建設税を支払っているのに、なぜ修理しないのかと反発を強め、事態は一層悪化の道をたどっている。衛生対策（屎尿処理・狂犬病・柩の放置など）についても、上海市衛生局は、公衆トイレやごみの処理など、作業員と協力して市民自ら清潔を保ってほしい[97]と自助努力を求めている。10月以前の係員を派遣して調査・修理し、読者欄に回答・報告するという姿勢から大きく変化していることがわかる。財政難で環境整備もできない状態が、社会不安や治安状況の悪化に拍車をかけ、住民を更に不安に陥れている。行政への信頼の喪失が加速される。

治安状況も1946年末になって、急速に変化している。電力不足のため、街灯がつかず、上海市内

の夜の治安状況が悪化の一途をたどっている。「制服」を着用した者たちのゆすり・たかりが増えていく中で、車中では、鉄道警察の者が乗客の鞄を開けさせ、「重すぎる」などと言って鞄の中の物を盗んだ例[98]や、軍用ジープでぶつかって死亡させたにもかかわらず、事故を隠ぺいした[99]などの投稿が掲載されている。市内では、列車・バス・船・道路・銀行など至る所に、スリ・強盗が出没し、住民は強盗団の夜の襲来に脅えている。例えば、1 月 5 日の投稿は合計 8 件であるが、そのうち 4 件がこれら強盗に関する内容[100]であり、上海市内での警察による取り締まりの要望が多い。警察力の弱体化を嘆く声もある。周辺地域の崇明県では、船による強盗団が出没して、避難してきた船に襲い掛かかり、強奪している[101]。

行政事務の遅滞[102]もはなはだしく、営業許可証や運転許可証・国民身分証の発行など、生活に必要な業務が何カ月もかかっているという不満も多く掲載されている。その一方で幹部の汚職や行政の末端職員の不正行為の多発が連日紙面を賑わしている。

ところで、内戦の全国化による蔣介石による徴兵制度の復活の宣言（1946 年 10 月 10 日）は、青年層に不安をもたらした。上海では、本稿の時期はまだ徴兵が開始されていない[103]が、志願して復員してきたばかりの青年には徴兵がどうなるか不安である。「復員して帰って来たばかりであるので、徴兵に応じることを延ばせるのか」[104]と尋ねる投稿もある。周辺地域での兵士徴発についての投稿が大きく掲載されている。深夜、家に武器を持って押し入り、強制的に連行しようとするので、川沙県では上海に逃げだす者が多いという投稿もある[105]。なお、内戦そのものについての投稿は、『新聞報』では、掲載されていない。

読者欄では、上海市政府や周辺地域の県政府などへの不満や生活の不安が連日掲載され続ける。

第 4 章　露店商問題

上海市政府は、都市計画の一部として、露店商（「攤販」）[106]や人力車の撤廃[107]、バラック（「棚戸」）の撤去[108]を計画した。この露天商への取り締まりをめぐり、黄浦区・老閘区の露店全廃予定日の 11 月 30 日、露店商たちの家族が、警察に拘束されていた露店商の釈放を要求する行動を起こしたことに端を発し、上海市は大混乱に陥る（「露店商事件」）。

第 1 節　「露店商事件」の背景

露店商については、「美観を損ねる」・「交通の障碍」を理由に、上海市政府は「上海市警察局露店商取締規則」を公布（1946 年 8 月 10 日）し、9 月 1 日から実施する。特に、黄浦区と老閘区の露店商については、9 月から 1 か月ごとに、3 分の 1 ずつその数を減らしていき、11 月 30 日に、両区から露店を全廃するとした。そして、上海市政府は、露店商からの請願は拒否するという強硬姿勢であった。取り締まり対象は、零細な露店商である。零細な露店商は、商売の元手が不要なので、失業したものが多く就いていた[109]。

しかし、9 月以降、取り締まりが施行されていく中で、次第に露店商の反発が強まっていく。「読者来函」を見ると、当初は、露店商の取り締まりに賛成する住民の投稿が中心であった。例えば、小屋がけをしている露店は、地域の人の出入りを邪魔し、その上、地面は汚水で溢れ、臭気は四方にあふれ、公衆安全と衛生を妨げるので取り締まってほしい[110]と述べている。一方、露店商の側から

は、「許可されている時間を少し超過してしまっただけであるのに、警察は肉を切る大包丁を持って行ってしまった。派出所へ受け取りに行くと、『警察条例違反であり、24 時間勾留しなければならない』とすぐに勾留された。翌日午後 6 時になって釈放されたが、審事官は『肉包丁は没収する、次に再び警察条例に違反すると、48 時間勾留しなければならない』と言った。24 時間勾留されたうえ、包丁は没収された。これはどんな理由があるのか。露店を出している小商人は、生きる道がなくなってしまう。それゆえ手紙で貴報に披露していただき、警察局が、包丁をかわいそうな小商人に返してくれることを望む」という訴えが掲載されている[111]。露店商 19 名が捕まったので「社会の賢人たちは援助してほしい」という訴え[112]もある。

前述したように、取り締まりの対象は、零細な露店商のみで、食べ物屋・生産地が正当であると当局が認めた煙草屋の露店商・新聞社と結びついている新聞スタンドなどは、指定された場所での営業を認められている[113]。黄浦・老閘地区では、11 月になると、一律取り締まりが強化されるが、指定された空き地での営業は認めるようになった[114]。中には理髪同業公会と「理髪担（街頭の理髪商）」のように、対立しているケースもあった。「理髪担」を露店商であるとして取り締まり対象にするように求めている理髪同業公会に対して、「理髪担」は「我々は露店商ではない」と反論している[115]。店を構えて営業している商店の多くは、この時点では取り締まりに賛成していると思われる。

投稿欄からは、住民の意見は、その立場によって異なることがうかがえる。

第 2 節　「露店商事件」の概要

11 月末の集中取り締まりで、黄浦・老閘両区の 500 人を超す露店商が警察局に拘束されていた。11 月 30 日、警察に拘束された露店商の保釈を求める家族が、警察局黄浦分局前に集まり、保釈を請願した。警察局は一部釈放に応じたが、露店商の家族は納得しなかった。夕方になり、同情する住民も集まりだした。警察は、発砲・放水を行う形で、集会参加者に対応した。市民の不満・不平の表れとして露店商の問題が拡大し、11 月 30 日から 12 月 2 日にかけて、上海市は騒然とした状態になり、交通労働者も参加、交通はトップし、鎮圧のため憲兵が出動することになる[116]。「本市新聞」の全頁が、露店商の問題に割かれている。以降も連日、記事が掲載される。上海市政府は、「都市計画」の実施に向けて、露店商の取り締まりのみならず、人力車を撤廃し、荒廃の中で建てられたバラックを撤去しようとしていた。しかし、困窮している人々から生きる手立てを奪う、あまりにも早急な取り締まりは、露店商だけでなく、次第に住民の反感を買うことになった。

上海市警察局は、参加者を鎮圧し、「公共妨害秩序罪」で逮捕した。露店商の参加者と他の参加者を区別し、商店を襲ったのは「暴動分子」であるとして 55 名を拘束し、46 名を起訴する[117]。しかし、上海市参議会をはじめ、根強い反発があり、1 月になって、大赦令で釈放すると発表[118]され、全員が釈放された。拘束された露店商は、すべて釈放され、没収品も返却された。なお、暴動で毀された商店に対しては、上海市政府は、12 月 2 日、慰問して救済金を渡している[119]。

露店商とは利害を異にする商店も多くあり、商店も襲撃されているので、露店商への同情はあったにせよ、すべての住民が、露店商を支持したとは考えにくいが、警察当局が、露店商の問題を「治安問題」として対応したことが、結果として、問題を大きくし、上海市政府への信頼を失墜させることにつながった。当時、国民党に留用され上海に滞在していた堀田善衛は、この事件後、人々の国民政府への空気が一変した[120]と記している。

このように「露店商事件」は、困窮していく零細な露店商の怒りの表現であっただけでない。上

海市政府が警察や軍を使わなければ、たとえ一時期であっても、抗議行動を制御できなくなってしまったことが、上海の住民の前に露わになったことの意味は大きい。

おわりに

当局の各級・各機関の汚職問題が連日「本市新聞」に報道される中、「露店商事件」以降、事件や事故が多発し、上海市の治安状況は悪化[121]の一途をたどっている。

例えば、江湾グランドにある第 1 補給庫の倉庫が爆発し、多数の死傷者がでる事件[122]が起こる（犯人自首）。また、12 月末には、旅客機 3 機が上海郊外に墜落し、死傷者数十人の被害者が出る[123]。

更に、1 月 18 日早朝、定員をはるかに超える乗客を乗せた芷江汽船が衝突して呉淞江で沈没、300 人を超える犠牲者を出した[124]。明らかな定員超過であり、助かった乗客が、一等航海士が「船を出せない、すぐに切符を払い戻して降りてもらえ」と言っているのを聞いていたが、汽船側は乗船を止めることをしなかったと投稿している[125]。結局、地検処は船長を公訴した[126]。人為的な事故であり、遺体と船の引き上げを実行しないことについて、遺族が投稿し、責任の所在を追及している[127]。

この時期、北平で女子学生への米兵によるレイプ事件が起こり（12 月 24 日）、上海をはじめ、各地では学生を中心とする抗議運動が広がっていた。しかし、この事件の『新聞報』の「本市新聞」への掲載は、1947 年 1 月 1 日になってからである[128]。呉市長は、抗議運動を治安問題としてとらえ、学生に授業を受けるように各大学の学長は説得せよと要請したという記事である。その後も、この件に関する『新聞報』の報道は、学生の抗議を批判する記事だけであり、その記事も、1 月 8 日以降は、掲載されなくなった[129]。

そうした中で、第 1 章で述べた「武定路大火事件」が 1 月 22 日に起こったのである。上海市当局は、火災現場での消防隊員の不祥事が治安問題化する可能性を抑えようとした。火事は、住民の立場の違いを超えた共通の問題である。したがって、大規模な「事件」への拡大の可能性をはらんでいる。どう収束させるかが大きな課題となった。上海市政府は、第 1 章で論じたように、上海市政府主導で問題を明確化し、調査団を複数（行政上・刑事上）それぞれ組織し、ありとあらゆる方法を用いて、問題を明らかにしようとした。そして、最終的にこの事件を消防処長の責任とした。この目論見は成功したかに思われた。

しかし、1945 年 9 月、銭大鈞新市長を大歓迎して迎えた上海の住民の姿は、もうそこにはない。「武定路大火事件」は、読者の批判に対して、当局側が言論によって責任の所在を明確にする最後の場面となってしまった。以降、掲載されるのは、住民の不満と批判ばかりである。「露店商事件」後、上海市政府（社会局）は、融和策をとり、労働争議の調停を積極的に実行しようとするが、次第に労働争議のニュースも掲載されなくなる。読者欄にさまざまな要望や提案が掲載されても、解決できない上海市政府の姿が読者欄を通して住民の目に明らかになってくる。2 月以降、物価の高騰にさらに拍車がかかり、上海市政府は、財政面で住民の要求に応えられなくなる。そうした中、2 月 9 日、「国産品愛用・アメリカ製品ボイコット準備委員会」が開催した集会に国民党の特務が乱入し、警察が介入、死者 1 名、十数人が負傷・逮捕されるという事件が起こった[130]。

「武定路大火事件」は、政治的事件でないために、これまで注目されることはなかった。しかし、

上海の一般住民からみると、消火活動をゆだねている消防隊の隊員が、火事の現場で火事場泥棒を働くという事態は、信頼失墜行為である。それもひとりではなく、17 人の多さである。火事のような災害は、立場の違いを超えて、均しく住民を不安に陥れる。生命・財産は、火事によって一瞬のうちに喪失する。その火災から住民の生活を守るべき消防隊員が、混乱に乗じて住民の財物を奪ったのである。

上海市政府への不満が拡大している中で、放置できる問題ではなかった。その上、消防処は警察局に属し、「露店商事件」では、露店商に高圧で放水していたのである。読者欄で、窮地を救われたかと思われた上海市政府であるが、国民党政権への青年層の反対運動の全国的な拡大によって、上海市政府は、上海市からの共産党の撤退を命じる[131]など一層治安対策に進んでいかざるを得なくなってしまった。言論によって住民を納得させる方法である読者欄の活用は、なくなってしまった。

新聞の読者欄は、言論の自由度のバロメーターである。既に述べたように、読者欄へは多くの生活者としての住民の声が掲載されてきた。それは、新聞社の「意見の幅の広さ」と「当局からの自由さ」を表現する。しかし、これまで述べてきたように、さまざまな意見を掲載していた『新聞報』は、内戦の激化・反米運動や学生運動の高まり・上海市行政の財政破綻や汚職の多発の中、ついに自ら言論の場を閉じてしまう。国民党幹部が主たる株主である新聞社として、言論の場を閉じざるを得なかったのではないかと考える。即ち、新聞社の社説は 3 月 8 日から掲載されなくなり、読者欄の「読者来函」も（3 月 8 日から 3 月 11 日は掲載されず）3 月 14 日から掲載されなくなる。この後、『新聞報』は、1949 年 5 月 27 日の人民解放軍の上海入城まで発行される。しかし、新聞社としての意見である「社説」を持たない新聞は、すでに「新聞」として終焉していたのではないか。「武定路大火事件」を巡る言論は、その終焉を飾る最後のものとなったのである。

今後の課題として、同時期の他の日刊紙の読者欄を通して、さらに上海の状況を明らかにしたいと考える。

注

1）中共上海市委員会組織部・中共上海市委員会党史資料徴集委員会・中共上海市委員会党史研究室・上海市档案館『中国共産党上海市組織史資料（1920. 8 ～ 1987. 10)』209 頁・284 頁（上海人民出版社、1991 年)。

2）「万民歓騰声中　銭市長昨抵滬　巡視市区一週歓迎盛況空前」『申報』1945 年 9 月 10 日（影印本、上海書店、1982 年)。

3）1945 年 9 月 27 日「偽儲備銀行券処理弁法」公布、儲備銀行券 200 元を法幣 1 元と兌換すると規定する。実際の購買力は 25：1、安藤正士『現代中国年表　1941 － 2008』56 頁（岩波書店、2010 年)。

4）熊月之主編『上海通史　第 7 巻　民国政治』・『上海通史　第 8 巻　民国経済』・『上海通史　第 9 巻　民国社会』・『上海通史　第 10 巻　民国文化』（上海人民出版社、1999 年)、他に江文君『近代上海職員生活史』（上海城市社会生活史叢書）（上海：上海辞書出版社、2011 年)・劉惠吾『上海近代史 下』（華東師範大学出版社、1986 年）など。

5）高橋孝助・古厩忠夫編『上海史　巨大都市の形成と人々の営み』（東方書店、1995 年)。

6）岩間一弘・金野純・朱珉・高綱博文編著『上海　都市生活者の現代史』（風響社あじあブックス③、風響社、2012 年)。

7）上海に関しては、日本上海史研究会編『建国前後の上海』（研文出版、2009 年）があり、社会変動を概観し、政策的変化と都市機能の変化の面から論じている。久保亨編『1949 年前後の中国』（汲古書院、2006 年)・高橋伸夫編『救国・動員・秩序―変革期中国の政治と社会』（慶応義塾大学出版会、2010 年)・姫田光義編著『戦後中国国民政府史の研究　1945 － 1949』（中央大学出版部、2001 年)・福士由紀『近代上海

と公衆衛生―防疫の都市社会史』（お茶の水書房、2010 年）・中央大学人文科学研究所編『中華民国の模索と苦境―1928 ～ 1949』（中央大学出版部、2010 年）・久保亨・嵯峨隆編著『中華民国の憲政と独裁　1912 － 1949』（慶應義塾大学出版会、2011 年）・奥村哲編『変革期の基層社会―総力戦と中国・日本』（創土社、2013 年）など多数。

8）『上海大衆の誕生と変貌　近代新中間層の消費・動員・イベント』（東京大学出版会、2012 年）、他に『上海近代のホワイトカラー　―揺れる新中間層の形成』（研文出版、2011 年）・「都市中間層と大衆の時代」（『シリーズ 20 世紀中国史 2　近代性の構造』東京大学出版会、2009 年）・『演技と宣伝のなかで　上海の大衆運動と消えゆく都市中間層』（風響社、2008 年）など。

9）兵役負担についての市民の反応に関しては、笹川裕史「兵役負担と都市社会―戦後内戦下の上海、徴兵制導入の衝撃―」（笹川裕史編『戦時秩序に巣喰う「声」―日中戦争・国共内戦・朝鮮戦争と中国社会』創土社、2017 年）がある。

10）高田幸男「近代社会と社会変容」（『シリーズ　20 世紀中国史 2　近代性の構造』）132 頁～ 133 頁（東京大学出版会、2009 年）。

11）横山宏章『中華民国史　専制と民主の相克』73 頁（三一書房、1996 年）。

12）中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由　1945 － 49』122 頁（東京大学出版会、2004 年）。

13）中国近代の新聞史についての研究は、中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由　1945 － 49』（東京大学出版会、2004 年）・水羽信男「上海のマスメディアとナショナリズム　― 1946 － 7 年の新聞・雑誌論調を中心として」（姫田光義編著『戦後中国国民政府史の研究　1945 － 1949 年』、中央大学出版部、2001 年）・馬光仁主編『上海新聞史（1850 － 1949）』（上海：復旦大学出版社、1996 年）・方漢奇主編『中国新聞事業通史　第二巻』（中国人民大学出版社、1996 年）・方暁紅編『中国新聞史』（北京：北京師範大学出版社、2013 年）・王洪祥『中国現代新聞史』（北京：新華出版社、1996 年）・呉廷俊編『中国新聞史新修』（上海：復旦大学出版社、2008 年）・蔡銘澤『中国国民党党報　歴史研究（1927 － 1949）』（新北：花木蘭文化出版社、2013 年）・曾虚白主編『中国新聞史』（大学新聞学叢書之一）（台北：国立政治大学新聞研究所、1966 年）・王凌霄『中国国民党新聞政策之研究（1928 － 1945）（◎中国国民党党史研究叢書　第二種）』（台北：国民党党史出版、近代中国、1996 年）など、雑誌の投書欄についての研究は、楊韜「投書欄における読者・投稿者・編集者―生活書店出版物を対象とした歴史的考察―」（『中国研究月報』第 63 巻第 9 号、中国研究所、2009 年）がある。

14）その後、アメリカ人宣教師の J. C. フェルグソン（John C. Ferguson）が新聞館を買収する。1929 年、北京政府打倒後、国民党政権は、上海の共同租界に新聞検査所を設置して、検閲を実施する。フェルグソンは、すべての株を売却（史量才に持ち株の 50％を売却）し、中国政府に登記する。1937 年の第 2 次上海事変後、日本軍がその新聞検査所を接収する。『新聞報』は、日本軍の検閲を回避する為に、アメリカのデラウェア州に登記される。1941 年、アジア太平洋戦争が勃発し、日本軍は共同租界進駐後、アメリカに登記していた新聞報館と申報館を接収し、『新聞報』・『申報』を停刊させる。1941 年、董事長（会長）の呉蘊斎は、12 月 15 日に、『新聞報』を復刊するが、統制を受け続ける。1945 年 8 月、日本の敗戦後、国民党政権は、『新聞報』や『申報』を、傀儡政権及び敵に追随した新聞として接収しようとし、9 月 16 日（岩間一弘は 9 月 18 日とする）に停刊とする。国民党政権は、『管理申報・新聞報辦法』、『申報・新聞報報務管理委員会組織規程』等を制定し、11 月 22 日、復刊させる。国民党幹部を、開設した『新聞報』報務管理委員会に送りこむ。1946 年 3 月、『改組申報・新聞辦法』を制定し、国民党政権は、新聞報館・申報館の株式所有の既得権を認めると同時に、個人名義で国民党が過半数の株式を買い集め、両新聞社を完全に支配する。1946 年 5 月、株主総会で、国民党案通り、経営陣を決定する。『申報』（社長・編集長は潘公展）と共に、『新聞報』（社長は程滄波）は、「党報」ではないが国民党に近い新聞となる。1949 年 5 月 27 日、人民解放軍が上海に入城し、『新聞報』は停刊となる。（前掲、岩間一弘（2012）、81 頁・94 頁～ 101 頁、馬光仁主編『上海新聞史（1850 － 1949）』90 頁・934 頁～ 944 頁・999 頁～ 1002 頁、上海：復旦大学出版社、1996 年）。

15）『申報』は 1946 年 9 月の時点で、市内では 38,000 部であった。王敏『上海報人社会生活（1872 － 1949）』318 頁～ 319 頁（上海：上海辞書出版社、2008 年）による。

16）例えば、1946 年 10 月 10 日の国慶日の社評「今年国慶日的展望」は、中国の歩む道を論じるのに、中国

共産党の全面批判ではなく、中国の民衆の苦しみから始まる文章であり、他の勢力の存在も認める文章である。

17）この時期、言論を統制する法律は、『出版法』と『出版法施行規則』のみである。1946年3月、上海を中心にした言論の自由獲得運動を盛り上がりの中で、国民党宣伝局長であった呉国楨は、上海での検閲廃止を宣言したという。（前掲）中村元哉（2004年）76頁。

18）新聞を読み、投稿するのに必要な識字についての状況について述べると（当時の中国では、新聞を誰かが読んで聞かせる場合もあり、投稿については代筆もある）、女性の場合であるが、1947年の女性の識字者は、全女性の34.83%、中学校以上の学校に在籍、又は卒業の女性は、全女性の8.23%である（1947年「上海市女性市民教育程度」（前掲　熊月之主編『上海通史　第9巻　民国社会』285頁）による）。男性は、これより高い識字率である。現在のように、多くの住民が投稿することができたわけではないにせよ、自営業者や職員・公務員・軍人・学生など、投稿できる機会があったと考えられる。新聞は、1部150元で、新聞スタンドで売り（上海市内）、他地域など遠方へは郵送されていた。

19）張亜紅・張卓群編『「申報」通信集』（『民国名刊叢書』第2輯）（海峡出版発行集団・福建教育出版社、2015年）の「編者説明」。

20）読者王逸帆「消防人員玩忽職務」（「読者来函」『新聞報』1947年2月6日）。

以下、『新聞報』は省略する。

以下、文頭に◇がついているものは、「読者来函」・「読者之声」の中で、「来函摘要」として、要約されて掲載された投稿である。

字数の関係で、7月～12月は、1946年を表すものとする。

1月～3月は、1947年を表すものとする。

21）「消防処周処長　担白的答復」＊消防処長　周兆祥（「読者来函」2月8日）。

22）回答が掲載された翌日の1947年2月9日の『新聞報』の「本市新聞」は、周兆祥は所有していた消防に関する多くの専門書を焼いた（「憤於大火案　周兆祥焚書　専門書籍付之一炬」）と報じている。

23）「武定路大火輿情沸然」（「本市新聞」1947年1月26日）。なお、『新聞報』は、1月22日・23日・24日は春節のため休刊。

24）「◇武定路大火災達十三小時之久…」（「読者来函」1月29日）。

25）「為防止救火流弊」（「読者来函」2月2日）。

26）「澈査武定路大火案」（「本市新聞」1月28日）。

27）「消防官警六名被扣」（「本市新聞」1月31日）。

28）「大火案搜尋旁証」（「本市新聞」2月2日）。

29）「渉嫌警士両名扣押」（「本市新聞」2月6日）。

30）「武定路火災調査会　発表第1号報告書」・「調査委会的結論」（いずれも、「本市新聞」2月7日）。

31）「大火案告一段落」（「本市新聞」2月8日）。

32）「大火案行政処分決定」（「本市新聞」2月13日）。

33）「武定路大火案　地検処提公訴」（「本市新聞」3月14日）。

34）「武定路火首」（「本市新聞」3月20日）。

35）「上海是火市！」（「本市新聞」3月12日）。

周消防処長は、上海に火災が多い原因として、違法建築の多さ・水圧が低いこと・道路の混雑・消防車の少なさなどを挙げている（「本市新聞」2月6日）。

36）「防火宣伝第一天」（「本市新聞」11月26日）。

37）呉国楨（1903～1984）。上海市長として、1946年5月着任、1949年4月辞職。

この時期について、呉国楨自身が語ったものとして、呉国楨『従上海市長到「台湾省主席」（1946－1953）：吴国楨口述回憶』（上海：上海人民出版社、1999年）がある。

38）「明年度市政工作」（①民生方面　②警察　③社会　④教育　⑤財政、公用、工務　⑥地政与衛生）（「本市新聞」11月4日）。

39）「◇隆陪橋勢将坍場」（「読者之声」8月2日）など。

40）「邢家宅路没有路燈」（「読者之声」9月11日）など。

41）「総龍頭開大些」（「読者之声」7 月 5 日）・「電燈関了仍発光」（「読者之声」9 月 4 日）など。
42）「一挙手之労」（「読者来函」10 月 30 日）など。
43）「◇棺柩応速掩埋」（「読者之声」8 月 1 日）など。
44）「◇当心糞汁濺身」（「読者之声」8 月 4 日）など。
45）「火油廉！火災多！」（「読者之声」7 月 2 日）など。
46）「軋糖之苦！」（「読者之声」9 月 7 日）など。
47）上海市公用局「徳安里自流井　已在開始修理」（「読者之声」9 月 15 日）など。
48）「対抑平糖価　再貢献三点意見」（「読者之声」9 月 10 日）によると、「抑平糖価的建議」（「読者之声」9 月 2 日）掲載の翌日、社会局は、砂糖の価格審議会を召集し、配給方法について改善を加え、9 月 4 日に通告したと述べている。ただ、「本市新聞」にはその記事はない。
49）「◇滬西市民◇ 対交通上的要求」（「読者来函」10 月 25 日）・「上電車難若登天」（「読者来函」10 月 19 日）など。
50）1945 年 11 月 23 日、「処理漢奸案件条例」が公布される。汪精衛政権の人々は、中国への裏切り行為を行ったとして、「漢奸」と呼ばれた。「懲治漢奸条例」が定められ（1945 年 12 月 6 日）、1947 年までに中国全土で起訴された者は、30828 人にのぼったという（うち 6152 人は無罪）。劉傑『漢奸裁判　対日協力者を襲った運命』178 頁～ 182 頁（中央公論新社、2000 年）を参照。
51）「◇江都第 4 区仙女廟豊稲郷,」（「読者来函」10 月 19 日）。
52）「経済漢奸　不容放鬆」（「読者之声」7 月 13 日）など。
53）「◇奠儀移助難民」（「読者之声」9 月 15 日）。
54）「◇小孩当心滅頂」（「読者之声」8 月 7 日）。
55）「一市民建議」（「読者之声」8 月 3 日）。
56）「扒竊応施教化」（「読者之声」9 月 2 日）。
57）「教育部頒発修復区各県市国民学校教員登記甄審訓練辦法」（1945 年 12 月 1 日公布）（中国第二歴史档案館編『中国民国史　档案資料滙編　第五輯第三編教育（一）』16 頁～ 17 頁、南京：江蘇古籍出版社、2000 年）。
58）「修復区中等学校学生甄審辦法」を修正公布（1946 年 1 月 24 日）。
宋恩栄・余子侠主編　曹必宏・夏軍・沈嵐著、皮細庚・王偉軍・樊士進・童暁薇訳『日本の中国侵略植民地教育史　第 3 巻―華東・華中・華南編』532 頁～ 533 頁（明石書店、2016 年）による。
59）「師承畢業生　要求獲得学籍」（「読者来函」12 月 9 日）・「◇我們是私立上海育青中学畢業生…」（「読者来函」12 月 31 日）。
60）「流亡学生的呼声」（「読者之声」9 月 8 日）など。
61）「市小収費　名目繁多」（「読者之声」9 月 13 日）など。
62）「区民代表　質詢留額金」（「読者来函」1 月 9 日）など。
63）1937 年 1 月－ 6 月の卸売物価指数を 100 とした時、1945 年 12 月は、88,544.2、1946 年 12 月は、681,600.0（中国科学院上海経済研究所・上海社会科学院経済研究所編『上海解放前後物価資料滙編（1921 年－ 1957 年）』47 頁（上海人民出版社、1958 年）による）。また、（前掲）『上海通史　第 8 巻』453 頁によると、1945 年 9 月の卸売物価指数を 100 とした場合、1 年後の 1946 年 9 月－ 1475、12 月－ 1656、1947 年 1 月－ 1990、2 月－ 3090 である。
64）（前掲）熊月之主編『上海通史　第 9 巻　民国社会』110 頁による。
65）（前掲）熊月之主編『上海通史　第 7 巻　民国政治』449 頁～ 450 頁による。
66）「四公用事業加価」（「本市新聞」11 月 23 日）。
67）「濫加房租風起雲湧」（「読者来函」3 月 3 日）。
68）「関於軍人待遇」（「読者来函」10 月 17 日）。
69）「◇我是一個上等兵…」（「読者来函」12 月 10 日）。
70）「小公務員太苦了」（「読者来函」10 月 17 日）など。
71）「調整待遇擱置不談」（「読者来函」12 月 8 日）。
72）「窮教員的吶喊！」（「読者来函」1 月 4 日）。

73)「◇警察的待遇…」(「読者来函」12 月 20 日)。
74)「私校扣発　教員薪金」(「読者来函」10 月 10 日)。
75)「◇伝飛機失事墜落時…」(「読者来函」2 月 8 日)。
76)「市府将向参議会提出」(「本市新聞」9 月 7 日)。
77)「『房捐応向房主徴収』」(「本市新聞」11 月 18 日)。
78)「質財政局」(「読者之声」9 月 12 日)。
79)「房捐如何計算」(「読者之声」9 月 14 日)。
80)「房捐估高」(「読者来函」12 月 11 日)。
81) 上海市財政局「財局答復」(「読者来函」9 月 21 日)。
82) 12 月 1 日にも財務局から経緯と計算方法についての説明が掲載されている。何度も繰り返し説明している。上海市財政局からの回答として最後に掲載されているのは、1947 年 1 月 16 日である。
83)「房捐抵付房租」(「読者来函」2 月 3 日)。
84)「『軋車捐』」(「読者来函」11 月 22 日)。
85) 特に、12 月は各地から数多く投稿されている。例として、「◇我是江都県属第 3 区的農民近来一班徴収大員…」(「読者来函」12 月 2 日) が挙げられる。「徴収役人が、稲籾を、力を入れてふいごであおいで量を 3 分の 1 にし、あおいで取り除いた稲籾は、耳ざわりのよい名称で手続き費用とした。…関係当局は監督を派遣して、汚職の防止に努めてほしい」という内容である。
86)「政府決撥百億」(「本市新聞」11 月 6 日)。
87)「解決房荒鼓励興建 (「本市新聞」11 月 11 日)。
88)「非軍人強佔房屋」(「本市新聞」10 月 28 日)。
89)「趕房客搬場」(「読者之声」9 月 6 日)。
90)「此風不可開」(「読者来函」11 月 12 日)。
91)「三房客要求」(「読者来函」10 月 8 日)。
92)「房荒所引起的問題」(「読者来函」10 月 8 日)。
93)「地主与蓋屋者」(「読者来函」10 月 21 日)。
94)「路警強令拆屋」(「読者来函」10 月 19 日)。
95)「市民出了建設捐」(「読者来函」1 月 5 日)。
96) 上海市工務局「◇修路要看財力◇」(「読者来函」1 月 26 日) (◇がついているが、「来函摘要」ではない)。
97)「大康里居民　応保持清潔」(「読者来函」1 月 30 日)。
98)「『尺寸開出　嚕囌什麽』」(「読者来函」11 月 15 日)。
99)「一苦命女子　為丈夫呼冤！」(「読者来函」10 月 6 日)。
100)「強盗也呼同志！」(3 名)・「◇真如雖属上海市管轄…」(「読者来函」1 月 5 日)。
101)「横沙悍匪猖獗」(「読者来函」12 月 7 日)。
102)「◇司機向市公用局領取執照」(「読者来函」10 月 17 日) など。
103) 上海の住民は、徴兵制をこの時点で経験していない。上海市での志願兵の登記は 1947 年 8 月からであり、1948 年度から志願制と徴兵制が実施されることになる。(前掲) 笹川裕史 (2017) 57 頁～ 61 頁。
104)「◇我們都是剛復員的青年軍」(「読者来函」11 月 15 日)。
105)「川沙人民何辜」(「読者来函」11 月 6 日)。
106) 露天商 (「攤販」) は、最下層商人として、埠頭労働者や人力車夫等の雑業労働者とともに、雑業層、貧民層を構成する階層であった。1920 年代は、「中小商人」として、国民党によって「商民協会」に組織されていたが、1930 年代になると、国民党中央は「商協」を廃止したので、市政への公的要求反映へのルートを喪失していったという。金子肇「上海における『攤販』層と国民党に関する覚書　―商民協会の結成とその廃止をめぐって―」13 頁・21 頁～ 22 頁 (広島大学文学部東洋史談話会『広島大学東洋史研究室報告　第 10 号』1988 年) による。李黎明『近代上海攤販群体研究 (1843 － 1949)』(済南:山東人民出版社、2013 年) 参照。
107) 1946 年 8 月 2 日の市政会議で、露店商の多さが議論され (特に黄浦区・老閘区)、「警察局攤販取締規

則」が通過している。人力車の撤廃については、来年まで延期すると決定している（「規定設攤」・「淘汰人力車」）（「本市新聞」8 月 3 日）。

108）「棚戸」については、12 月 11 日から、警察局と工務局は取り締まりを開始した「当局勘定空地五処租与市民搭蓋棚屋」（「本市新聞」12 月 12 日）。

109）第 3 章で述べたように、9 月以降、物価の急激な上昇やアメリカ製品の流入のため、在地企業の倒産、失業が相ついだ。

110）「◇本弄（南京路 146 弄慈昌里）儼然有人設店擺攤…」（「読者来函」10 月 28 日）。

111）「切肉的大刀　被没収了」（「読者来函」10 月 26 日）。

112）「菜場作為堆栈」（「読者来函」11 月 23 日）。

113）「取締攤販規則　警局重申六点」（「本市新聞」11 月 8 日）。

114）「黄浦老閘公私空地」（「本市新聞」11 月 24 日）。

115）「『大魚吃小魚』」（「読者来函」11 月 7 日）。

116）「黄浦分局門前群衆麕集」（「本市新聞」12 月 1 日）・「警備部擬定緊急措施」（「本市新聞」12 月 2 日）・「攤販風潮已告平息」（「本市新聞」12 月 3 日）。

117）「地検処対四十六攤販　依妨害秩序罪起訴」（「本市新聞」12 月 13 日）。

118）「『謝謝大老爺恩典』」（「本市新聞」1 月 7 日）。

119）「受傷市民暨被毀商号」（「本市新聞」12 月 3 日）。

120）堀田善衛『上海にて』125 頁～ 128 頁（筑摩書房　1959 年）。
その後、上海市政府は、再び「理髪攤」などの規制を始め（「本市新聞」3 月 4 日）、その後、全市 353 処を指定し、朝晩の露店の設置・営業を許可するとし、露店商の生計を獲得し、解決したとした。黄浦・老閘両区については、日中は設置を認めないが、車の通れないところは、許可を得ればこの限りではないとし（「本市新聞」3 月 22 日）、露店商問題を収束させた。

121）2 か月前より悪化したとする宣警備指令の談「最近本市治安　較二月前為劣」（「本市新聞」1 月 1 日）。

122）「江湾軍火庫発生爆炸」（「本市新聞」12 月 8 日）・「江湾運動場尚存一半」（「本市新聞」12 月 9 日）。

123）「昨日陰雨重霧　客機三架堕落滬郊」（「本市新聞」12 月 26 日）。

124）「芷江輪在呉淞口撞沈」（「本市新聞」1 月 19 日）。

125）「芷江輪脱険乗客　陳述肇禍原因」（「読者来函」1 月 26 日）。

126）「芷江輪沈没惨案　地検処提起公訴」（「本市新聞」1 月 30 日）。

127）「芷江輪遇難屍体　現仍寃沈海底」（「読者来函」2 月 16 日）。

128）「抗議北平美兵暴行」（「本市新聞」1 月 1 日）。

129）読者欄には、「大学教授　対北平美兵事件意見」（「読者来函」1 月 6 日）の外は、掲載されていない。大学教授 18 名連名で、米軍への抗議・政府による米国当局への責任追及・真相の公表・凶悪犯への処罰・被害者への賠償を求めている。

130）「昨晨勧工銀行大樓　発生群衆互殴事件」（「本市新聞」2 月 10 日）。『新聞報』は、集会の中で、参加者同士が殴り合ったので、警察が介入したという立場に立っている。

131）「宣司令函中共辦事処　限期撤退在滬人員」（「本市新聞」3 月 1 日）。

（本学大学院博士後期課程）